

# 臨時会

平成21年第2回臨時会が5月26日に開催され、町長から提案された条例の改正や専決処分の承認議案など8議案を審議し、いずれも可決・承認しました。

## 条例の改正

### 人事院勧告に準じ職員の 期末手当等を0.2月分凍結

〔職員の給与等に関する条例の一部改正〕

（賛成10・反対1で可決）

平成21年5月1日、人事院の臨時勧告が行われ、民間の夏季一時金の状況を反映するため、本年6月期の国家公務員の期末・勤勉手当等に関して、暫定的に支給月数の一部を凍結する措置の実施が閣議決定されました。

平成21年5月1日、人事院の臨時勧告が行われ、民間の夏季一時金の状況を反映するため、本年6月期の国家公務員の期末・勤勉手当等に関して、暫定的に支給月数の一部を凍結する措置の実施が閣議決定されました。

このため、鞍手町はこれまで国家公務員に準じてきたことから、同様に実施することにしたものです。

今回の改正



臨時会本会議

## 専決処分の承認

○個人住民税に住宅借入金等特別税額控除を創設など

〔町税条例等の一部改正〕

（全員賛成で承認）

安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別

税額控除の創設や、上場株式等の配当等及び譲渡所得等にかかる個人住民税の税率の特例措置の延長などを行うため地方税法等の一部が改正されました。

これに伴って町税条例等の一部を改正したものです。

### 【主な改正点】

#### \*個人住民税関係では

- ① 住宅ローン特別控除の創設
- ② 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
- ③ 上場株式等の配当等に係る3年間の現行税制の延長

#### \*固定資産税関係では

- ① 宅地等に係る負担調整措置については、平成21年度から平成23年度までは現行制度の基本的な仕組みを継続

### 【国民健康保険税 課税限度額の推移】

	国民健康保険税	介護納付金	後期高齢者支援金等	計
平成12年度	530,000	70,000	/	600,000
平成15年度	530,000	80,000		610,000
平成18年度	530,000	90,000		620,000
平成19年度	560,000	90,000		650,000
平成20年度	470,000	90,000	120,000	680,000
平成21年度	470,000	100,000	120,000	690,000

○介護納付金課税限度額を10万円に引き上げ

〔国保条例の一部改正〕

（賛成10・反対1で承認）

介護納付金課税限度額が9万円から10万円に引き上げられました。また、これまで2割軽減の適用は申請によって行ってきましたが、今後は申請がなくてもできるようにしました。

○平成20年度一般会計予算を補正  
(賛成9・反対2で承認)

○平成20年度国保会計予算を補正  
(全員賛成で承認)

国、県支出金、地方譲与税及び県交付金、地方交付税等の確定が遅れたこと、歳出の執行残を減額したことなどにより、歳入歳出それぞれ1億2741万円を減額し、予算総額を63億9125万円としました。

平成20年度予算において、療養諸費等が不足したため関係予算項目を調整し、予算総額を21億1595万円としました。  
○平成20年度下水道会計予算を補正  
(全員賛成で承認)

前納報奨金が増えたことによる基金繰入金の追加や一般会計繰入金の減額、歳出の執行残を減額したことなどにより関係予算項目を調整し、予算総額を7億5358万円としました。

○平成20年度かんがい施設会計予算を補正  
(全員賛成で承認)

平成20年度予算におい



下水道工事の状況

て、事業費の執行残を減額したことに伴い関係予算項目を調整、予算総額を5087万円としました。



新北排水機場

○平成20年度谷山池パイプライン水利施設会計予算を補正  
(全員賛成で承認)

(全員賛成で承認)

平成20年度予算において、歳出の執行残の減額を行ったことに伴い関係予算項目を調整、予算総額を747万円としました。

# 行政報告

「公金横領問題などの早期究明と解決を求める会」から提出された公開質問状について、5月26日開催された臨時会の冒頭、町長が行政報告を行いました。

5月12日、町民5名の方による「公金問題などの早期究明と解決を求める会」が結成され、町長に対して、横領事件や仕組債の購入問題に関する5項目についての公開質問状を頂きました。

これらの回答については、現在事件等が大きく進展しない中、これまで議員各位に報告や説明させていただいた範囲の内容となりましたが、5月20日、回答させていただきましたところであります。



公開質問状提出を報じる新聞各紙

その内容は、1点目は町が元職員を告訴していない理由、2点目は横領された税金等を公費で補填したその回収方法、3点目は町民の信頼回復に向けての具体的な取り組み、4点目は仕組債購入に関する点目は現町長や執行部の責任、についてであります。とご協力をお願い申し上げます。

現在、一日も早い全容解明に向けて、警察、弁護士等と連携協力して最大限の努力を尽くしていきますので、皆様のご理解をお願いします。